



発行 新潟県
第 83 号
 令和 6 年 10 月 25 日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1140 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 1141 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 1142 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1143 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1144 公共測量の終了通知（監理課）
- 1145 公共測量の実施通知（監理課）
- 1146 公共測量の実施通知（監理課）
- 1147 公共測量の実施通知（監理課）
- 1148 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1149 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1150 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1151 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1152 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1153 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

教育委員会公告

- 令和7年度新潟県公立高等学校実習助手採用選考検査の実施（高等学校教育課）

雑 報

- 公立大学法人新潟県立看護大学の令和5年度財務諸表（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1140号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年10月25日

新潟県知事 花 角 英 世

加入区 の 名称	区 域
水津	佐渡市水津、片野尾、月布施、野浦、東立島、東強清水、鮑、赤玉、立間、豊岡、柿野浦、東鶴島、岩首の区域
内浦	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川、歌見の区域
内海府	佐渡市鷺崎、見立、北小浦、虫崎、黒姫の区域

姫津	佐渡市姫津の区域
高千	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺、南片辺、矢柄、関、五十浦、岩谷口、小田、大倉の区域
上越	糸魚川市新鉄、押上、寺島、寺町、大町、東寺町、中央、京ヶ峰、大字大和川、大字田伏、大字竹ヶ花、大字梶屋敷の区域、糸魚川市大字中浜、大字間脇の区域、糸魚川市大字能生、大字能生小泊、大字百川、大字鬼伏、大字藤崎の区域
筒石	糸魚川市大字 筒石、徳合の区域
上越市	上越市大字茶屋ヶ原、鍋ヶ浦、有間川、長浜、虫生岩戸、五智、中央、安江、東雲町、春日野、黒井、下荒浜、夷浜、西ヶ窪浜、塩屋新田、遊光寺浜、港町、春日新田、大潟区 犀潟、土底浜、雁子浜、渋柿浜、四ッ屋浜、上小船津浜、下小船津浜、潟町、九戸浜、柿崎区一円 の区域
柏崎	柏崎市一円の区域（ただし、西山町の区域を除く。）
出雲崎	三島郡出雲崎町及び柏崎市西山町の区域
新潟	新潟市西区青山、関屋、中央区一円（ただし、中央区南出張所の区域を除く。）及び東区秋葉、秋葉通、王瀬新町、大山、上王瀬町、鷗島町、北葉町、空港西、幸栄、河渡、河渡新町、河渡本町、向陽、小金台、小金町、下山、白銀、神明町、末広町、太平、宝町、長者町、月見町、東新町、錦町、根室新町、浜町、浜谷町、東臨港町、藤見町、船江町、古川町、古湊町、平和町、松島、松園、松和町、物見山、桃山町、山の下町、有楽、臨海町、臨港、臨港町、榎、榎町、卸新町、上木戸、紫竹、紫竹卸新町、紫竹山3丁目、下木戸、竹尾、竹尾卸新町、中木戸、中山、はなみずき、牡丹山、山木戸、沼垂の区域
松浜	新潟市北区松浜及び三軒屋町の区域
山北町	村上市浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦屋、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜、伊呉野の区域
粟島浦村	岩船郡粟島浦村一円の区域

◎新潟県告示第1141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和6年10月28日から令和6年11月25日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月25日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
聖籠町 聖籠土地改良区	聖籠土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し	新発田市役所地域整備庁舎及び北蒲原郡聖籠町役場	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画

の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営野田川口地区区画整理・農業用排水施設整備（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和6年10月28日から令和6年11月25日まで

3 縦覧に供する場所
新発田市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の本与板土地改良区の定款の変更を令和6年10月16日認可した。

令和6年10月25日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第1144号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振

興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年9月24日から令和6年10月4日まで
- 3 作業地域 新発田市麓、北中江 地内

◎新潟県告示第1145号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(車載写真レーザ測量)
- 2 作業期間 令和6年10月15日から令和7年2月21日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局 管内
(羽越河川国道事務所、高田河川国道事務所、新潟国道事務所 管内)

◎新潟県告示第1146号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和6年9月30日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 長岡市黒津町、高見町地内

◎新潟県告示第1147号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県三条地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(3級水準測量、数値図化)
- 2 作業期間 令和6年8月8日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 三条市柳場新田 地内

◎新潟県告示第1148号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画都市高速鉄道事業
 - (2) 名称 1号JR信越線・白新線及び2号JR越後線
- 3 事業施行期間
平成19年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
なし
-

◎新潟県告示第1149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・7・504号高架側道2号
 - 3 事業施行期間
平成21年10月30日から令和10年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

◎新潟県告示第1150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・7・505号高架側道3号
 - 3 事業施行期間
平成21年10月30日から令和10年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

◎新潟県告示第1151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・7・506号高架側道4号
 - 3 事業施行期間
平成21年10月30日から令和10年3月31日まで
-

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第1152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 新潟都市計画道路事業
- (2) 名称 7・7・507号高架側道5号

3 事業施行期間

平成21年10月30日から令和10年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第1153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年10月25日

新潟県佐渡地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和6年10月9日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
佐渡市金井新保字中通り乙370番1の内	5.00	22.20

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、多項目自動血球分析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年10月25日

新潟県立柿崎病院長 太 田 求 磨

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
多項目自動血球分析装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和7年2月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立柿崎病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器」又は「医薬品・診療材料類」に記載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1

新潟県立柿崎病院経営課

電話番号 025-536-3131 内線113

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年11月1日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年11月8日(金)午前11時00分

新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)なお、新潟県物品等入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品等入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

イ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

- 1 調達物品及び数量
ウォッシャーディスインフェクター 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和6年10月7日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
30,800,000円
- 8 入札公告日
令和6年8月27日
- 9 落札方式
最低価格

教育委員会公告

令和7年度新潟県立学校実習助手採用選考検査の実施について(公告)

令和7年度新潟県立学校実習助手採用選考検査を次のとおり実施する。

令和6年10月25日

新潟県教育委員会 教育長 佐野 哲郎

採用及び勤務地について

◆ 県立高等学校実習助手の採用について

令和7年度は、理科・農業・工業で募集します。

- 1 検査の目的
新潟県立学校の実習助手の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。
- 2 出願種別及び募集地区・採用予定数

(1) 一般選考

出 願 種 別	採 用 予 定 数
ア 県立高等学校実習助手「理科」	3人程度
イ 県立高等学校実習助手「農業」	4人程度

ウ 県立高等学校実習助手「工業」	4人程度
------------------	------

(2) 身体障害者特別選考

2 (1)一般選考のすべてで募集します。

3 出願の資格

(1) 一般選考

ア 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

イ 昭和39年4月2日以降に生まれた者

ウ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、令和7年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者及び学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 身体障害者特別選考

3 (1)に加えて、以下の要件を必要とします。

身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者

※ 選考検査に際しては、拡大文字・手話・車いす等、障害の内容や程度に応じた配慮を行います。

4 主な職務内容及び勤務場所等

県立高等学校実習助手「理科」「農業」「工業」

(1) 職務内容

- ・理科 普通高校等で、物理・化学・生物・地学の実験指導、器材道具等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。
- ・農業 農業高校等で、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、測量等の実習指導、農場・道具等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。
- ・工業 工業高校等で、機械・電気・建築・土木・工業化学・電子等の実習指導、実習機器等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。

(2) 勤務場所 県立高等学校

(3) その他

- ・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
- ・採用に当たり勤務地は希望できない。
- ・人事異動については、教諭に準じて取り扱う。
- ・学校の統廃合等により、担当する教科等を変更することがある。

5 選考の日時・場所・内容

県立高等学校実習助手「理科」「農業」「工業」（身体障害者特別選考を含む。）

選考は、出願書類審査、筆答検査（一般教養検査）及び個人面接検査を行います。（ただし、一般教養検査には、「理科」「農業」または「工業」の基礎的内容を含みます。）

(1) 日 時 令和6年12月14日（土）午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場 所 新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 内 容 筆答検査（一般教養検査）、個人面接検査

※ 詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

6 出願について

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、令和6年10月23日（水）から交付します。

所定用紙は下記ホームページからダウンロードすることができます。この場合、所定用紙は上質紙（白）に両面印刷してください。

高等学校教育課ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>

なお、直接交付を希望する場合は、県教育庁高等学校教育課管理係において交付します。（ただし、土曜日、日曜日、新潟県の休日を定める条例1号に定める休日を除く。）

郵送で請求する場合は、返信用封筒（角形2号に180円切手をはり、請求者の郵便番号・あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。封筒はのり付き封筒を用いてください。）を必ず同封してください。

また、封筒の表には「実習助手受検願書請求」と朱書してください。

(2) 出願書類の提出方法・期限

願書は、「特定記録郵便」による郵送のみ受け付けます。

令和6年10月23日(水)から令和6年11月22日(金)までの間に郵送で提出してください。11月22日(金)の消印まで有効です。封筒の表には、「実習助手受検願書在中」と朱書してください。

(3) 出願に必要な書類

ア 受検願書(所定の用紙)

※ 身体障害者特別選考で、受検上特別な配慮を必要とする場合は、所定欄に具体的に記載してください。

イ 自己申告カード(所定の用紙)

ウ 最終学校の「卒業・修了証明書」、在学する学校の「卒業・修了見込み証明書」、「高等学校卒業程度認定試験合格証明書」のいずれか

エ 最終卒業・修了学校又は在学する学校の学業成績証明書、又は単位取得証明書

(証明者において厳封したものであること。)

※ ウで「高等学校卒業程度認定試験合格証明書」を提出する場合は不要です。また、最終学校の学業成績証明書または単位取得証明書が取得不能の場合は、9(4)の照会先へ連絡してください。

オ 通知用封筒2枚

※ 長形3号に110円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。また、封筒はのり付き封筒を用いてください。速達を希望する場合は速達代金の切手をはり、速達であることを朱書してください。

身体障害者特別選考の出願の手続は一般選考と同様ですが、「6(3) 出願に必要な書類」の他、身体障害者手帳の写しを提出してください。

7 要項請求先及び出願先

郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁高等学校教育課管理係

*注 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

8 検査結果の通知

選考検査の結果は、令和7年1月下旬までに通知します。

*注 なお、不合格になった者に対して、上記通知の中で本人の選考検査の評定を通知します。

9 その他

(1) 受検願書を提出した方に対しては、受検願書受理通知(検査日時、場所、日程、持参品等併記)を送付します。

(2) 提出した書類は返却しません。

(3) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。

(4) 検査に関する照会は下記に行ってください。

県教育庁高等学校教育課管理係

電話 025-285-5511(代) (内線3880) 緊急電話 025-280-5610

雑 報

公立大学法人新潟県立看護大学の令和5年度財務諸表について(公告)

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第34条第3項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学の令和5年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和6年10月25日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 神田 清子

貸借対照表

(令和6年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,352,373,000
建物	1,176,440,040	
減価償却累計額	<u>△ 385,508,825</u>	790,931,215
構築物	59,596,452	
減価償却累計額	<u>△ 23,789,140</u>	35,807,312
機械装置	686,000	
減価償却累計額	<u>△ 78,603</u>	607,397
工具器具備品	129,784,329	
減価償却累計額	<u>△ 65,611,638</u>	64,172,691
図書		280,255,714
美術品・收藏品		<u>18,330,000</u>
車両運搬具	2,222,377	
減価償却累計額	<u>△ 2,222,376</u>	1
有形固定資産合計		2,542,477,330

2 無形固定資産

ソフトウェア		977,778
電話加入権		<u>16,000</u>
無形固定資産合計		993,778

3 投資その他の資産

その他の投資その他の資産		<u>1,234,010</u>
投資その他の資産合計		<u>1,234,010</u>

固定資産合計

2,544,705,118

II 流動資産

現金及び預金		239,242,349
未収金		336,396
前払費用		<u>2,827,626</u>

流動資産合計

242,406,371

資産合計

2,787,111,489

負債の部

I 固定負債

長期リース債務	11,681,072	
固定負債合計		11,681,072

II 流動負債

運営費交付金債務(注)	56,167,031	
寄附金債務(注)	851,263	
前受金	5,959,929	
科学研究費助成事業等預り金(注)	28,279,146	
預り金	4,470,743	
未払金	129,689,880	
リース債務	8,394,451	
流動負債合計		233,812,443
負債合計		245,493,515

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	2,285,244,000	
資本金合計		2,285,244,000

II 資本剰余金

資本剰余金	204,940,910	
減価償却相当累計額(△)(注)	△ 382,948,959	
資本剰余金合計		△ 178,008,049

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金(注)	1,805,572	
目的積立金(注)	12,179,644	
積立金(注)	861,000	
当期末処分利益	419,535,807	
(うち当期総利益)	(419,535,807)	
利益剰余金合計		434,382,023
純資産合計		2,541,617,974
負債純資産合計		2,787,111,489

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	140,580,901	
研究経費	36,839,502	
教育研究支援経費	17,381,366	
役員人件費	25,793,337	
教員人件費	471,119,346	
職員人件費	<u>146,747,306</u>	<u>838,461,758</u>

一般管理費 78,243,586

財務費用

支払利息 277,499 277,499

経常費用合計 916,982,843

経常収益

運営費交付金収益(注)	667,889,410
授業料収益	207,228,145
入学金収益(注)	35,588,400
検定料収益	5,685,600
補助金等収益(注)	15,533,500
寄附金収益(注)	3,590,016

財務収益			
受取利息		<u>3</u>	<u>3</u>
雑益			
財産貸付料収益	5,282,730		
科学研究費補助金間接経費収入	5,106,400		
その他	<u>4,100,108</u>	<u>14,489,238</u>	
経常収益合計			<u>950,004,312</u>
経常利益			33,021,469
臨時利益			
資産見返寄附金戻入(注)(*)		6,236,246	
資産見返運営費交付金等戻入(注)(*)		121,610,669	
資産見返物品受贈額戻入(注)(*)		<u>258,667,423</u>	<u>386,514,338</u>
当期純利益			419,535,807
当期総利益			<u>419,535,807</u>

(*)臨時利益のうち、資産見返寄附金戻入6,236,246円、資産見返運営費交付金等戻入121,610,669円、
資産見返物品受贈額戻入258,667,423円は会計基準改訂に伴い期首に計上した資産見返負債の収益化額です。

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

(単位:円)

当期総利益		419,535,807
減価償却相当額	△ 43,698,541	
除売却差額相当額		
賞与引当増加相当額(注)	△ 2,963,187	
退職給付引当増加相当額(注)	<u>△ 21,455,952</u>	
小計		<u>△ 68,117,680</u>
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額		351,418,127

(注)賞与引当増加相当額及び退職給付引当増加相当額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	39,094,989	円
当期支出額	29,530,323	円

純資産変動計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	I 資本金		II 資本剰余金					III 利益剰余金					IV 評価・換算差額等				純資産合計
	最上位出資金	その他地方公共団体出資金	資本金合計	資本剰余金(注)	減価償却当座(注)	繰上利益剰余金(注)	利益剰余金(注)	前期中間利益繰越剰余金	目的剰余金	積立金	当期末処分利益	5/5当期利益	利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期末残高	2,285,244,000	-	2,285,244,000	204,940,910	△ 339,250,418	-	-	1,865,572	11,049,184	-	1,991,460	14,846,216	-	-	2,105,782,708		
当期末変動額																	
I 資本金の当期変動額																	
出資金の受入																	
出資金等(注)による重要な出資等団体への寄付による増資																	
II 資本剰余金の当期変動額																	
固定資産の処分				△ 2,000											△ 2,000		
固定資産の売却																	
固定資産の売却																	
減価償却					△ 43,698,541										△ 43,698,541		
固定資産の減価																	
時の経過による固定除去債務の増加																	
買戻除去債務の履行に伴う取崩し																	
承継資産の処分等																	
出資等による重要財源の出資等団体への寄付																	
その他の資本剰余金の当期変動額(純額)																	
III 利益剰余金の当期変動額																	
(1) 利益の処分又は損失の処理																	
前期中間利益繰越剰余金																	
利益処分による積立									861,000	△ 1,300,460	△ 1,300,460						
利益処分による取崩し																	
設立団体等寄付金の交付																	
(2) その他																	
当期純利益																	
前期中間利益繰越剰余金(純額)																	
目的剰余金取崩額																	
その他の利益剰余金の当期変動額(純額)																	
IV 評価・換算差額の当期変動額(純額)																	
当期変動額合計	2,285,244,000	-	2,285,244,000	204,940,910	△ 382,948,959	-	-	1,865,572	12,179,644	419,535,807	419,535,807	434,382,023	-	-	2,541,617,974		

※資本剰余金の財源別構成内訳

	(単位:円)		摘要
	期首残高	当期末残高	
解償金	15,348,000	2,000	
運営費交付金	2,289,910	2,289,910	
寄付金等	3,000,000	3,000,000	
目的剰余金	23,700,000	23,700,000	
前期中間利益繰越剰余金	160,545,000	160,545,000	
合計	2,485,661,945	2,000	

キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 138,710,398
	人件費支出	△ 623,034,146
	その他の業務支出	△ 75,089,939
	運営費交付金収入	620,649,480
	授業料収入	193,386,595
	入学金収入	35,588,400
	検定料収入	5,685,600
	補助金等収入	14,511,300
	寄附金収入	2,785,201
	預り金の増減	10,565,447
	その他の収入	<u>16,240,114</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	62,577,654
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 20,964,393
	投資その他の資産の取得による支出	<u>△ 167,980</u>
	小計	△ 21,132,373
	利息の受取額	<u>3</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 21,132,370
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	<u>△ 8,367,567</u>
	利息の支払額	<u>△ 285,033</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,652,600
IV	資金増減額	32,792,684
V	資金期首残高	<u>206,449,665</u>
VI	資金期末残高	<u><u>239,242,349</u></u>

注記事項

I 重要な会計方針

『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』(令和4年8月31日総務省告示第285号改訂)及び『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A(総務省自治行政局 総務省自治財政局 日本公認会計士協会令和6年3月改訂)を適用して、財務諸表を作成しています。

なお、地方独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する会計基準の導入による改訂内容については、令和6事業年度から適用します。

1 運営費交付金及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	8～36年
構築物	10～34年
機械装置	8年
工具器具備品	4～15年
車両運搬具	6年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与引当金及び引当相当額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第88第3項に基づき当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職給付債務に係る当期増加額を計上しています。

5 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

7 会計方針の変更

会計基準の改訂に伴う資産見返負債の計上の廃止

前事業年度まで運営費交付金、授業料、寄附金、新潟県からの譲与を財源として固定資産を取得した場合、資産見返負債を計上し、減価償却に伴い同額を収益に振り替えておりましたが、当事業年度より改訂後の地方独立行政法人会計基準等を適用し、固定資産を取得した時点で収益を計上することとし、資産見返負債は計上していません。なお、改訂後の地方独立行政法人会計基準等に従って、前事業年度末の資産見返負債は当期首に臨時利益に計上しております。

II 貸借対照表関係

- 1 運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額は40,214,574円です。
- 2 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は205,055,175円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

III キャッシュ・フロー計算書関係

- 1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	239,242,349	円
定期預金		円
資金期末残高	239,242,349	円
- 2 重要な非資金取引の内容
 - (1) 現物寄附による資産の取得

図書	487,211	円
合 計	487,211	円

IV 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記

(単位:円)

- 1 業務費用
 - (1) 損益計算書上の費用 916,982,843
 - (2) (控除)自己収入等 Δ 267,711,248

業務費用合計		649,271,595
--------	--	-------------
- 2 資本剰余金を減額したコスト等 68,117,680
- 3 機会費用

地方公共団体出資の機会費用		14,354,466
---------------	--	------------
- 4 (控除)設立団体納付額 -
- 5 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト 731,743,741

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和6年3月末利回りを参考に0.725%で計算しています。

(注) 自己収入には臨時利益に計上した資産見返寄附金戻入6,236,246円が含まれています。

V 固定資産の減損に関する事項

該当事項はありません。

VI 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII 重要な後発事象

該当事項はありません。

VIII 金融商品及び賃貸等不動産の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金、国債、地方債等に限定した資金運用を行うこととしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金及び預金、未収金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略します。

3 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

IX 資産除去債務に関する事項

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額	当期損益内	当期損益外					
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,087,971,000	-	-	1,087,971,000	368,926,718	40,959,543	-	-	-	719,044,282	
	構築物	29,205,000	-	-	29,205,000	14,022,241	2,738,998	-	-	-	15,182,759	
	計	1,117,176,000	-	-	1,117,176,000	382,948,959	43,698,541	-	-	-	734,227,041	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	56,877,040	31,592,000	-	88,469,040	16,582,107	5,942,225	-	-	-	71,886,933	
	構築物	30,391,452	-	-	30,391,452	9,766,899	1,627,383	-	-	-	20,624,553	
	機械装置	-	686,000	-	686,000	78,603	78,603	-	-	-	607,397	
	工具器具備品	108,515,499	21,268,830	-	129,784,329	65,611,638	18,832,026	-	-	-	64,172,691	
	図書	278,797,304	2,971,025	1,512,615	280,255,714	-	-	-	-	-	280,255,714	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	2,222,376	-	-	-	-	1	
	計	476,803,672	56,517,855	1,512,615	531,808,912	94,261,623	26,480,237	-	-	-	437,547,289	
非償却資産	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	建設仮勘定	935,000	-	935,000	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1,371,638,000	-	935,000	1,370,703,000	-	-	-	-	-	1,370,703,000	
有形固定資産合計	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	建物	1,144,848,040	31,592,000	-	1,176,440,040	385,508,825	46,901,768	-	-	-	790,931,215	注
	構築物	59,596,452	-	-	59,596,452	23,789,140	4,366,381	-	-	-	35,807,312	
	機械装置	-	686,000	-	686,000	78,603	78,603	-	-	-	607,397	注
	工具器具備品	108,515,499	21,268,830	-	129,784,329	65,611,638	18,832,026	-	-	-	64,172,691	注
	図書	278,797,304	2,971,025	1,512,615	280,255,714	-	-	-	-	-	280,255,714	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	2,222,376	-	-	-	-	1	
	建設仮勘定	935,000	-	935,000	-	-	-	-	-	-	-	注
計	2,965,617,672	56,517,855	2,447,615	3,019,687,912	477,210,582	70,178,778	-	-	-	2,542,477,330		
無形固定資産	ソフトウェア	19,555,560	-	-	19,555,560	18,577,782	3,911,112	-	-	-	977,778	
	電話加入権	18,000	-	2,000	16,000	-	-	-	-	-	16,000	
	計	19,573,560	-	2,000	19,571,560	18,577,782	3,911,112	-	-	-	993,778	
投資その他の資産	差入敷金・保証金・預託金	1,169,010	253,000	188,000	1,234,010	-	-	-	-	-	1,234,010	
	計	1,169,010	253,000	188,000	1,234,010	-	-	-	-	-	1,234,010	

注)
 建物の当期増加額は、中央監視装置更新工事等(31,592,000円)によるものです。
 機械装置の当期増加額は、乗用芝刈り機購入(686,000円)によるものです。
 工具器具備品の主な当期増加額は、教材備品購入(19,404,330円)などによるものです。
 建設仮勘定の当期減少額は、中央監視装置更新工事設計委託(935,000円)によるものです。

-
- (2) 棚卸資産の明細
該当事項はありません。
 - (3) 有価証券の明細
該当事項はありません。
 - (4) 長期貸付金の明細
該当事項はありません。
 - (5) 長期借入金の明細
該当事項はありません。
 - (6) 公立大学法人債の明細
該当事項はありません。
 - (7) 引当金の明細
該当事項はありません。
 - (8) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
 - (9) 保証債務の明細
該当事項はありません。
 - (10) 資本剰余金の明細
純資産変動計算書記載のとおりです。
 - (11) 目的積立金の取崩しの明細
該当事項はありません。

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金 収益	資本剰余金	小計	
令和3年度	28,854,200	-	28,854,200	-	28,854,200	-
令和4年度	74,552,761	-	50,385,730	-	50,385,730	24,167,031
令和5年度	-	620,649,480	588,649,480	-	588,649,480	32,000,000
合計	103,406,961	620,649,480	667,889,410	-	667,889,410	56,167,031

(12)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和3年度 交付分	令和4年度 交付分	令和5年度 交付分	合計
期間進行基準	-	-	565,577,274	565,577,274
費用進行基準	28,854,200	50,385,730	23,072,206	102,312,136
計	28,854,200	50,385,730	588,649,480	667,889,410

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13)-2 補助金等の明細

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	補助金等収益		
新潟県立看護大 学修学支援補助 金	新潟県	直接経費	-	15,533,500	-	-	-	-	15,533,500	0	15,533,500
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		直接経費	-	15,533,500	-	-	-	-	15,533,500	0	-
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	0	15,533,500	0	0	0	0	15,533,500	0	-

(注) 摘要欄には、当期交付決定額を記載しています。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役員	常 勤	(-) 25,177,788	(-) 2	(-) -	(-) -
	非常勤	(-) 615,549	(-) 4	(-) -	(-) -
	計	(-) 25,793,337	(-) 6	(-) -	(-) -
教員	常 勤	(137,797,416) 446,346,489	(14) 54	(12,634,326) 19,303,942	(1) 6
	非常勤	(-) 5,468,915	(-) 48	(-) -	(-) -
	計	(137,797,416) 451,815,404	(14) 102	(12,634,326) 19,303,942	(1) 6
職員	常 勤	(-) 104,292,959	(-) 14	(-) 363,391	(-) 1
	非常勤	(-) 38,686,083	(-) 20	(-) 3,404,873	(-) 1
	計	(-) 142,979,042	(-) 34	(-) 3,768,264	(-) 2
合計	常 勤	(137,797,416) 575,817,236	(14) 70	(12,634,326) 19,667,333	(1) 7
	非常勤	(-) 44,770,547	(-) 72	(-) 3,404,873	(-) 1
	計	(137,797,416) 620,587,783	(14) 142	(12,634,326) 23,072,206	(1) 8

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職給付の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立看護大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給人員数は、報酬又は給料等については年間平均支給人員数(役員については年間支給人員数)、退職給付については年間支給人員数によっています。

(注4) ()内には、新潟県からの承継職員に係る金額及び支給人員を内数で記載しています。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	13,278,546	
備品費	5,466,450	
印刷製本費	1,207,050	
水道光熱費	18,286,069	
旅費交通費	4,328,596	
通信運搬費	1,629,398	
賃借料	1,405,282	
保守費	3,196,600	
修繕費	19,372,483	
広告宣伝費	5,414,934	
研修費	15,229	
報酬・委託・手数料	35,016,996	
奨学費	15,533,500	
減価償却費	16,407,561	
雑費	22,207	140,580,901
研究経費		
消耗品費	8,343,059	
備品費	1,540,731	
印刷製本費	664,596	
水道光熱費	6,724,787	
旅費交通費	3,090,350	
通信運搬費	540,077	
賃借料	4,762	
修繕費	6,270,601	
研修費	644,602	
報酬・委託・手数料	7,379,570	
減価償却費	1,636,367	36,839,502
教育研究支援経費		
消耗品費	4,091,787	
備品費	222,200	
印刷製本費	154,880	
図書費	1,512,615	
水道光熱費	1,953,388	
旅費交通費	66	
賃借料	4,588,960	
保守費	330,000	
修繕費	4,400	
諸会費	69,000	
報酬・委託・手数料	2,562,025	
減価償却費	1,892,045	17,381,366

役員人件費			
報酬		23,616,000	
法定福利費		2,133,239	
諸手当		44,098	25,793,337
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	284,087,305		
賞与	99,692,393		
退職給付費用	19,303,942		
法定福利費	62,566,791	465,650,431	
非常勤教員給与			
給料	5,446,400		
法定福利費	22,515	5,468,915	471,119,346
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	68,035,398		
賞与	22,006,563		
退職給付費用	363,391		
法定福利費	14,250,998	104,656,350	
非常勤職員給与			
給料	32,488,727		
賞与	1,256,183		
退職給付費用	3,404,873		
法定福利費	4,941,173	42,090,956	146,747,306
一般管理費			
消耗品費		2,682,562	
備品費		217,700	
印刷製本費		165,160	
水道光熱費		5,123,652	
旅費交通費		1,170,620	
通信運搬費		4,770,633	
賃借料		19,756,770	
車両燃料費		67,829	
福利厚生費		985,499	
保守費		6,371,376	
修繕費		13,092,686	
損害保険料		1,265,500	
広告宣伝費		48,400	
諸会費		1,474,300	
研修費		112,000	
報酬・委託・手数料		9,351,723	
租税公課		9,800	
減価償却費		10,455,376	
雑費		1,122,000	78,243,586

(17) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
大学	3,387,607	248	うち、現物寄附 1,653,211円(243件)
合 計	3,387,607	248	

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(20) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
基盤研究(B)	(3,596,909) 1,194,000	3	
基盤研究(C)	(26,191,301) 7,344,295	32	
若手研究	(6,779,110) 2,033,733	5	
挑戦的萌芽研究	(2,527,669) 494,301	2	
合 計	(39,094,989) 11,066,329	42	

(注1) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 分担金を含めて記載しています。

(注3) 基金分の繰越を含めて記載しています。

(22) 上記以外の主な資産及び負債の明細

(22) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現金	0
預金	239,242,349
計	239,242,349

(22) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
田辺工業株式会社	30,635,000
株式会社高菱	29,700,000
人件費(退職金等)	25,402,886
クロスウィルメディカル株式会社	11,274,780
株式会社ニッセイコム	4,338,840
その他	28,338,374
計	129,689,880